

○深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金交付要綱

平成28年7月6日要綱第2号

改正

平成29年4月20日決裁

令和3年4月28日決裁

令和4年2月9日決裁

令和7年1月7日決裁

深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地の商店街の空洞化を抑制し、商業の振興を図り、活力と魅力ある商店街づくりを推進するため、空き店舗・空き家・空き事務所（以下「空き店舗等」という。）を活用し、新規に出店する事業者に対し、深谷市補助金等の交付に関する規則(平成18年深谷市規則第59号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 深谷市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地のうち、別図に定める区域
- (2) 空き店舗等 過去において店舗又は事務所、若しくは住居の用に供していた建物（5戸以上の集合住宅を除く）で、現在店舗又は事務所、若しくは住居として使用されていないもの

(補助対象事業)

第3条 補助の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 指定区域内にある空き店舗等の2階以下の部分に出店する者（以下「新規出店者」という。）が行う、次のいずれにも該当する事業
 - ア 小売業又は飲食業を主とし、その他中心市街地の活性化に寄与すると認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を除く。）であるもの
 - イ フランチャイズ契約に基づく加盟店でないもの

ウ 週5日以上の営業を通年行うもの

エ 申請年度の末日までに事業を完了し、完了後2ヶ月以内に開店できるもの

オ 深谷市内にある他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの

カ 改修後2年以上継続して営業するもの

(2) 指定区域内にある空き店舗等の所有者が、空き店舗等の2階以下の部分への出店を可能にするために自ら改修する次のいずれにも該当する事業

ア 小売業又は飲食業を主とし、その他中心市街地の活性化に寄与すると認める業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める業種を除く。）であるもの

イ フランチャイズ契約に基づく加盟店でないもの

ウ 週5日以上 of 営業を通年行うもの

エ 申請年度の末日までに事業を完了し、完了後2ヶ月以内に開店できるもの

オ 深谷市内にある他の店舗から移転して出店することにより、移転前の店舗を空き店舗としないもの

カ 改修後2年以上継続して営業するもの

キ 空き店舗等の所有者以外の者が出店する場合は、所有者と新規出店者との間で賃貸借契約を締結していること

2 前項に定めるもののほか、市長が特に認めた場合は、補助金の交付対象事業とすることができる。

(補助対象資格)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当する者をいう。

(1) 市税を滞納していない者

(2) 商店街等の組合員になろうとする意欲がある者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が事実上参加していない者

(4) 新規出店にあたり、深谷商工会議所またはふかや市商工会と協議し、推薦を受けている者

(5) 深谷市地域通貨ネギー取扱店利用規約に基づく深谷市地域通貨ネギー取扱店であ

ること、又は取扱店としての登録を申し込み済みであること。ただし、市長が、当該補助対象者の事業内容が深谷市地域通貨ネギーを取り扱う対象に当たらないものと認めた場合はその限りでない。

(6) 市長が適当と認める者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち次に掲げるものとする。

(1) 内外装工事費（市内事業者（市内に本店、支店又は営業所を有する事業者をいう。以下同じ。）が施工したものに限る。）

(2) 建物附属設備工事費（市内事業者が施工したものに限る。）

(3) 看板設置工事費（市内事業者が施工したものに限る。）

(4) その他市長が特に認めたもの

(補助金)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内に相当する額で、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、補助金の額は50万円を限度とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開始前に深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金交付決定通知書（以下「補助金交付決定通知書」という。）（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更、中止の承認申請)

第9条 前条に規定する補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）が事業計画を変更し、又は中止しようとする場合は、深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金交付変更承認申請書（以下「補助金交付変更申請書」という。）（様式第3号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(変更、中止の承認)

第10条 市長は前条の補助金交付変更申請書の提出があった場合において、当該申請書の内容が適当であると認めたときは、深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内または申請年度末日のどちらか早い日までに、深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金実績報告書（以下「補助金実績報告書」という。）（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第12条 市長は前条の補助金実績報告書を受け、交付すべき補助金の額が決定したときは、深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金確定通知書（様式第6号）により、実績の報告を行った者に通知するものとする。ただし、当該額が第8条の決定通知書に記載された額と同額である場合には、この通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第13条 補助決定者は深谷市中心市街地空き店舗等出店促進補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 第3条及び第4条に掲げる条件を備えていないこととなったとき
- （2） 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- （3） その他不相当と認められる事実があったとき

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年4月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和3年4月28日決裁）

この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則（令和4年2月9日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月7日決裁）

この要綱は、令和7年1月7日から施行する